

# 15 小清水町立学校「土曜授業」設定に関する原則

平成26年制定、平成28年改定

0. 「土曜授業」を以下のとおり定義する。

児童生徒の振替休業日を設けずに土曜日・日曜日・祝日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うこと。  
(文部科学省の定義による)

よって、「土曜授業」を実施するのは、必ずしも土曜日に限らない。

平成27年度以降の小清水町立学校における「土曜授業」の設定に関して、以下のとおり原則を定める。

1. 第1、第3土曜日を基本とする。ただし、行事や部活動の大会の日程によっては、そうならない場合もある。また、暦によっては日曜日や祝日に実施する場合もある。
2. 土曜授業は年10回程度とする。
3. 普通授業日（授業参観日を含む）は基本的に小中で同一日とする。ただし、4月は別とする。
4. 運動会・体育祭、学芸会・文化祭当日は、当該校のみ「土曜授業」として設定する。
5. 3連休には設定しない。
6. 平成26年度現在の日程により、2以上の中学校部活動大会が計画されている日は、できる限り除外する。
7. 平成26年度現在の日程により、中学校各部活動とも練習試合等は設定しない。小学校の金管バンドも、これに準ずるものとする。ただし、上位大会は考慮しないものとする。
8. 小中の「土曜授業」とする行事の回数は無理に合わせない。
9. 入学式は4月6日に固定し、当該日が土曜日または日曜日の場合は「土曜授業」として設定する。
10. 4月6日の入学式が日曜日となった場合は、中学校の4月授業参観日を第2日曜日とする。
11. 卒業証書授与式は、小学校は3月20日に、中学校は3月15日に固定し、当該日が土曜日または日曜日の場合は「土曜授業」として設定する。ただし、当該日が日曜日の場合は、それぞれ前日の土曜日に繰り上げとする。
12. 天候等により「土曜授業」が実施できなくなったときは、延期とする場合を除き臨時休校として扱う。ただし、職員は勤務日であることに変更はない。
13. 具体的な実施日程は、別紙「小清水町土曜授業基本日程」によるものとする。